

病状説明等の対応時間について

当院では、患者さまに安全で安心な医療を提供するため、病状や治療方針の説明をできるだけわかりやすく行うようにしております。この病状説明については、できる限り患者さまやご家族のご意向に沿って実施しております。

しかし、医師の長時間労働に伴う健康被害について全国的な社会問題となっていることから、働き方改革関連法が制定され、厚生労働省から医療従事者の長時間労働改善について取り組みが求められているところです。

当院においても、医療の質や安全を確保しつつ、持続的な医療を確保するため、医師の負担軽減と労働時間短縮に向けた取り組みの一つとして、病状説明等については、原則、平日の勤務時間内（8時30分から17時00分）とさせていただきます。

※上記時間内であっても、医師の診療業務の都合により、お待ちいただく場合があります。

※診療上、病状の変化や緊急時について医師が判断した場合には、この限りではありません。

※やむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

胆 沢 病 院 長